

いちのみや食ブランド推進事業実施要綱

1. 目的

この事業は、一宮市内外に広く一宮の農水畜産物や文化・歴史をより推し進めるために、“いちのみや食ブランド推進協議会”を組織し、一宮の歴史・文化を感じられるものを認定する。これにより一宮市のPRと経済発展に寄与する。

2. 名称

『いちのみや食ブランド推進事業』

3. 実施機関

一宮商工会議所 いちのみや食ブランド推進協議会

4. 対象食品

食品

5. 応募資格

- ① 一宮商工会議所会員
- ② 食品衛生法等で取り決められている事項、および容器包装識別表示が守られていること。
- ③ 過剰包装は避けるなど適正な包装であること。

6. 認定資格

一宮の歴史・文化を感じられるもの。

7. 申請

食ブランド認定申請書（別紙1）により協議会に申請する。

8. 審査会

公正かつ適正な認定を行うため、いちのみや食ブランド推進協議会委員により、随時認定審査会を実施する。

9. 認定

新規認定事業所に「認定証」を発行し、新聞・商工会議所ホームページ等へ掲載しPR活動をする。

また、「認定シール」または「認定マーク（データ）」の使用を許可し、「いちのみや食ブランド認定品」として広告・販売を行うことができる。

認定料は無料。

10. 認定期間および認定更新

1年間とし、期間満了の場合は意思確認にて更新を行うことができる。

11. 変 更

申請内容に変更が発生した場合は、速やかに食ブランド変更届出書（別紙2）を協議会に提出する。

12. 取 消

認定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品等に対する認定を取り消す。

- ① 認定の取り消しの申出があったとき。
- ② 認定マークを不適正に使用したとき。
- ③ 変更届出により認定基準を満たさなくなったとき。
- ④ その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。